答申第16号の概要

1 件名

ケース記録等生活保護関係書類についての一部訂正決定処分に対する異議申立て

2 争点

記録された個人情報の内容に、申立人の主張する事実の誤り或いは記載すべき事実 の漏れがあるか否か。

3 審議会の判断

(1) ケース記録(平成○年○月○日記事)

当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(2) ケース記録(平成○年○月○日記事)

記録内容について、申立人は、自立助長を図るための指導に係る担当者の発言記録が一行削除されていると主張しているが、該当箇所の原本を観察しても、文字はペンで書かれており、これを消除したような痕跡は認められない。

(3) 面接記録票2 (平成○年○月○日)

当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。また、申立人は自律神経失調症であり、精神保健福祉法第32条には該当しないので同条の申請はしていないと主張している。しかしながら、申立人が自署した平成〇年〇月〇日付神戸市保健所〇〇区保健部の受付印が押された精神保健福祉法第32条第1項に係る「通院医療公費負担・精神障害者保健福祉手帳申請書」と平成〇年〇月〇日付〇〇医院発行の診断書(通院医療公費負担用)が申立人から資料として提出されており、精神保健福祉法第32条には該当しないので申請していないとの申立人の主張は事実とは認められない。

(4) 平成〇年〇月〇日付保護変更決定通知書

申立人は、保護変更決定通知書が送付されていないと主張するが、申立人の提出 資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されているとは認められな い。

(5) 以上により、審議会は、実施機関が訂正をしないと決定した個人情報の内容について、申立人の主張するような事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるとは確認できず、訂正の必要があると認めるには至らなかったので、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。